

特定非営利活動法人エヌシエムエヌ  
定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エヌシエムエヌ（以下、「法人」という）と称し、英文では、The Nations-Changer Movement & Network (NCMN) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区北品川一丁目10番4号 Y. B. ビル5Fに置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、子育て、保育、育児等についての相談、支援及び援助に関する事業、被災地、福祉施設、介護施設等への支援及び援助に関する事業等を行い、福祉の増進と子どもの健全育成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

また、この法人は、社会の政治、経済、教育、マスコミ、芸術と芸能、科学技術、医療、家庭、その他の領域において、聖書を基盤とする日本の地元の教会と宣教団体、各領域の専門家と共同して教育と訓練、研究やセミナーを通じて、社会教育の推進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子育て、保育、育児等についての相談、支援及び援助に関する事業
- (2) 子育て、教育、家族、家庭等についてのセミナー、講演会、イベント等の企画・開催に関する事業
- (3) 子育て、保育、育児、教育、家族、家庭等についての調査、研究及び情報の提供に関する事業
- (4) 被災地、福祉施設、介護施設等への支援及び援助に関する事業

- (5) 子育て、教育等に関わる個人、団体に対する協力、連絡、相談及び支援に関する事業
- (6) 社会の各領域（政治、経済、教育、マスコミ、芸術と芸能、科学技術、医療、家庭等）で活動する専門家の教育訓練と育成
- (7) 教育、訓練、学術、文化交流等に関する出版物の出版及び普及
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### （会員の資格）

第6条 この法人の会員は、本会の設立趣旨に賛同して、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得た者とする。また、会員は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 2 理事会は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### （会員の権利）

第7条 会員は、総会を通じて法人の運営に参加し、議案発議権及び議決権を有する。

### （会員の義務）

第8条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 法人の定款の遵守
- (2) 総会及び理事会の決議事項の履行
- (3) 総会において別に定める入会金及び会費の納入

### （会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### （退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の表彰)

第12条 法人の会員として法人の発展に寄与した者に対しては、理事会の議決を経て、表彰することができる。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長1人
  - (2) 理事5人以上15人以内(理事長を含む)
  - (3) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上5人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 6 役員の補選は欠員が発生した日から3か月以内にしなければならない。

(常任理事)

第15条 法人の目的事業を担当させるために常任理事を置くことができる。

- 2 常任理事は、理事会の議決を経て理事長が理事の中から選定する。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、

理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 事業の運営を担当する常任理事を除く役員に対して報酬を支給しない。ただし、業務の遂行に必要な実費は支給することができる。

## 第4章 総会

### (総会の構成及び種別)

第21条 総会は、法人の最高議決機関であり、第2章第6条に該当する会員で構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (総会の機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 資産の管理方法
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員を選任及び解任
- (8) 役員の職務及び常任理事の報酬
- (9) 入会金及び会費の額
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 在籍会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第16条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項に規定により表決した会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の区分、開催及び招集)

第32条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、理事長がこれを招集する。

- 2 定例理事会は、毎会計年度開始後1か月以内に招集する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 在籍理事総数の過半数から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第16号第4項第5号の規定に基づいて招集を請求するとき。
- 4 理事長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会の招集は、理事長が、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会の議決事項は、第32条第5項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席により開会し、その議事は、出席理事の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事会の議決権は、委任することができない。

(理事会の表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第一項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所



(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 資 産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金等

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後2か月以内に、理事長が作成し、理事会の議決を経て、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が、法第25条第3項に規定する事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した在籍会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、在籍会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において在籍会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、1人以上5人以下の事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 張 智淵

副理事長 立川 智子

理事 美濃 松次郎

監事 高 永信 (KO YOUNGSHIN)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27 年 11 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27 年 8 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 個人 5,000 円 団体 10,000 円

賛助会員 個人 3,000 円 団体 10,000 円

(2) 年会費 正会員 個人 7,000 円 団体 30,000 円

賛助会員 個人 5,000 円 団体 10,000 円